

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.088

処 分 名	大規模車庫の構造設備に関する認定
処 分 の 概 要	大規模車庫の構造設備について特殊な装置を用いる場合、条例の規定によるもののほか、条例の規定による構造設備と同等以上である場合の認定を行います。
根拠条例等・条項	埼玉県建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 37 号）第 34 条
審 査 基 準	認定の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特殊な装置を用いるもので条例 34 条各号の規定による構造設備と同等以上」な場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	認定の実績等がないため示すことができません。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■埼玉県建築基準法施行条例

第三十四条 自動車車庫で格納部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のものの構造設備は、前条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。ただし、特殊な装置を用いるもので次の各号の規定による構造設備と同等以上と知事が認める場合は、この限りでない。

- 一 格納部分の床から天井又ははり下までの高さは二・一メートル以上とし、自動車の通路の部分においては二・三メートル以上とすること。
- 二 床面積一平方メートルごとに毎時二十五立方メートル以上の外気を供給することができる機械換気設備又は面積の合計が各階の床面積の十分の一以上である換気に有効な窓その他の開口部を設けること。
- 三 自動車の通路の幅員は、一方通行の場合にあつては三・五メートル以上、二方通行の場合にあつては五・五メートル以上とし、屈曲部の内のり半径は、五メートル以上とすること。